

司法修習生に対する給費制の継続を求める議長声明

2010年11月より、司法修習生に対し給与を支給する給費制度を廃して、最高裁判所が修習資金を貸与する制度の実施が予定されている。この制度改定に対し、青年法律家協会弁護士学者合同部会は、内閣・国会・最高裁判所に対し、貸与制度の実施を廃止ないし無期限に延期して、給費制度を継続することを強く求めるものである。

司法制度改革審議会、司法制度改革推進本部法曹養成検討部会において、法曹人口増大などを前提とすれば財政上の負担が大きくなり、また、司法修習生に対する給与の支給の公共性が疑問視されるとの要請から、2004年11月に裁判所法が改定され、給与制度が廃止され、貸与制度の導入が決定された。同時に、同法改定に際しては、衆参両議院共通の付帯決議がなされ、「統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることのないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念することのないよう、法曹養成制度全体の財政支援のあり方を含め、関係機関と十分な協議を行うこと」(3項)と、弊害の防止が明記された。

しかし、法科大学院生・司法修習生は、高額な法科大学院の入学金・授業料に加えて、生活費などの司法修習中の修習経費の負担を余儀なくされる。貸与制度においても、司法修習中は修習専念義務が維持されアルバイトなどの副業が禁止されるため、金銭的負担が過大となることは不可避である。その負担を理由に法曹を志すことが躊躇される事態が一般的なものになれば、それはまさに上記付帯決議3項に示された懸念があてはまることになる。

加えて、司法修習生は、1年の修習期間中、10カ月は全国各地の修習地において実務修習を行い、2カ月は埼玉県和光市の司法研修所で集合修習を行うことになっており、実務修習地は司法研修所が指定する。そのため多くの修習生は、1年間に二度の転居を強いられ、その点でも多額の負担を余儀なくされる。

そもそも司法制度改革審議会は、法曹に対し、国民の社会生活上の医師としての機能を期待する旨明言してきた。そうであるならば、その人的基盤を作るための法曹養成は、きわめて公共性の高いものである。医師の養成制度においては、2004年以降、国家試験に合格した医師には2年間の研修制度が義務付けられているが、民間病院を含めた研修医には研修に専念できるよう、相応の予算措置がなされている。かかる研修医制度と同様、公共性が高く国家の社会資源となる法曹養成にもまた、国家予算が投入されるべきである。

法曹三者は、法治国家であるわが国において、それぞれの立場から法の正義の実現を追

求するという公共的役割を担っている。その法曹の養成過程にあり、かつ修習専念義務を負う修習生に対しては、給費制度の存続が不可欠である。修習生の増加により財政上の負担が増すと言われるが、公共性が高く国家の社会資源となる法曹養成において、修習生を増加させるのであれば財政上の負担も増加させるべきは当然である。

以上のように、給費制度を廃止して貸与制度を実施することは、司法制度改革審議会自らの言明に反し、上記附帯決議3項が想定した危惧を顕在化させるものである。

かかる状況に照らし、青年法律家協会弁護士学者合同部会は、次世代の法曹養成においても給費制度を継続するために、貸与制度の実施を廃止ないし無期限に延期して、給費制を継続する旨の法改正を早急に行うことを強く求めるものである。

2009年11月19日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議 長 井 上 聡